

いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT 機器活用
支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領

令和 5 年 1 2 月

いすみ市

いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT 機器活用支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT 機器活用支援業務」における優先交渉権者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 優先交渉権者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、「いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT 機器活用支援業務候補者選定委員会設置要綱」に定める委員とする。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する審査

ア 審査項目及び評価割合等は、別表1「審査項目の評価基準」のとおりとする。

イ 審査表の各項目における評価点の合計点は、200点とする。

ウ 「技術評価」点は、別表2「各審査項目の得点基準」により得点を付与する。

(3) プロポーザル審査の対象

プロポーザル審査は、第一次審査として参加資格について別紙1「いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT 機器活用支援業務参加表明に係る資格確認審査表」により資格の有無を審査し、適格と認められた者を提案者とする。次に、第二次審査として提案者から提出された提案書等及び関係書類、さらに提案者からの説明等（プレゼンテーション及びヒアリング）について審査する。

(4) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定は、別紙2「いすみ市立小中学校学習用端末等 ICT 機器活用支援業務プロポーザル審査表」の評価項目の採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点合計点の平均（小数点以下四捨五入）により、順位を付すものとする。

採点結果に基づき、予算の範囲内で優先交渉権者を選定する。

ア 選定手順

- ① 選定委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を優先交渉権者として選定する。
- ② 評価点が高点の場合は、「価格評価」の点数が高い事業者を選定する。なお、「価格評価」においても、複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、技術評価の平均点数が満点（160点）の60%以上であれば優先交渉権者とする。
- ④ 優先交渉権者として選定した事業者が事業を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位の事業者が、本事業についての交渉を行うものとする。
- ⑤ 優先交渉権者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合、又はいすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき指名停止措置を受けることとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。なお、この場合は次順位の者を優先交渉権者とする。

イ 最低基準

各審査委員の採点合計点の平均が120点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

ウ 応募者が1者の場合又はいない場合の取扱い

応募者が1者の場合、技術評価の平均点数が満点（160点）の60%以上の場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。その者の技術評価の平均点数が満点（160点）の60%に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

(失格条件)

第3 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- (2) 記載すべき事項の全部が記載されていない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われた場合
- (5) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (6) 予定金額の上限金額を超える場合（総額、小学校・中学校別も同様）
- (7) 事業者選定前までに、選定委員と本事業に関して接触を持ち又は持とうとした応募者は、失格とする。

(結果の公表)

第4 選定結果については、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議のうえ決定する。

附 則

この要領は、令和5年12月25日から施行する。

別表 1

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
技術 評価	事業遂 行能力	本事業の実施体制	・本事業の実施体制として、事業を遂行するうえで十分な体制が整っているか。	20	20	4
	事業計 画内容	授業支援	・ICT機器を使った授業を円滑に行うための役割や工夫がなされているか。	20	90	7-1
		授業提案	・ICT機器を使うことによる授業の教育効果向上、授業改善、教員への提案や働きかけが十分計画されているか。	20		7-2
		研修支援	・教員のレベルに応じた研修対応、ニーズに応じた研修対応や支援内容が計画されているか。	20		7-3
		独自提案	・ICT支援事業について、いすみ市のICT教育の発展について独自のビジョンが計画されているか。	20		7-4
		ICT支援員配置 計画	・ICT支援員の各学校への配置について、児童生徒数に応じた適正な支援が計画されているか。	10		7-5
		業務の 品質向 上・組織 管理	品質向上の具体 的取組	・ICT支援員として、サービス品質を向上させるための具体的な取組が計画されているか。		20
	勤務管理、報告 体制		・ICT支援員の勤務の管理、業務報告を行う仕組みや運用が提案されているか。	10	7-7	
	地域貢 献	地域貢献となる 取組	・ICT支援業務を通して、どのように地域に貢献していくか効果的な取組が計画されているか。	20	20	7-8
	価格 評価	価格	提案価格金額	$40 \times \frac{\text{提案者のうちの最低見積金額}}{\text{提案者の見積金額}}$	40	40

各審査項目の得点化基準

評 価	評価基準	点数化の方法
A	提案が特に具体的で優れている	配点×1.00
B	提案が具体的で優れている	配点×0.75
C	提案が具体的であるが標準的である	配点×0.50
D	提案が具体的ではあるが基準を下回る	配点×0.25
E	提案が具体的ではない	配点×0.00